

住まい公社（指定管理者）の自主事業として、自治会等に移動スーパー協力事業者を紹介し市営住宅の買物支援を始めました。

大阪市住宅供給公社（以下「住まい公社」という。）では、大阪市営住宅指定管理者として入居者サービスの向上及び近隣住民とのコミュニティの活性化の取組みの一つとして、自治会又は入居者が組織する自治会に準じた団体（以下「自治会等」という。）からの要望を受けて、日常の買物が困難な状況に置かれている方々の利便性を高めるため、市営住宅敷地内で車両に商品販売の設備を搭載して移動しながら生鮮品・食料品・日用品等の販売（以下「移動スーパー」という。）実施について、自治会等と移動スーパー事業者と必要な調整を行い、買物支援の実施に繋がります。

ご希望される自治会等がございましたら、管轄の住宅管理センターまでお問合せください。

【移動スーパーによる買物支援開始までの流れ】

- ① 市営住宅自治会等から買物支援実施の要望を受理
住まい公社と自治会等で当該市営住宅の管理の支障の無い範囲で移動スーパーの実施場所を調整
- ② 市営住宅での買物支援の主旨に賛同し、住まい公社に登録された移動スーパー協力事業者を自治会等へ紹介
- ③ 自治会等と移動スーパー協力事業者が実施内容を協議、実施内容が合意した場合、住まい公社が定める所定の実施に係る覚書を移動スーパー協力業者と自治会等が締結
- ④ ③の覚書に基づき移動スーパーによる買物支援の開始

買物支援(移動スーパー)事業実施のイメージ

大阪市営住宅指定管理者
大阪市住宅供給公社

◎日常の買物が困難な状況に置かれている市営住宅入居者の方々への買物支援

自治会から要望を受けて、市営住宅内敷地において車両を駐車し生鮮品や食料品・日用品などの販売サービスを提供する「移動スーパー」を指定管理者の管理の下に実施します。



